

社会福祉法人 緑地福祉会

ケアハウスプレーゴ緑地公園 入居申込みのご案内

(2022. 6)

【施設概要】

- 居室 : 一人部屋 30室 [全室個室]
居室面積 : 28室 21.7㎡ 2室 25.9㎡
居室付帯設備 : 冷暖房エアコン、トイレ(温水洗浄便座)、ミニキッチン、電話設備
洗面台、シャワー室、ナースコール
共用施設 : 食堂、大浴場、中浴場、個人浴室、洗濯室、娯楽室、集会室、診察室など

【入居の対象者】

- ① 60歳以上の方
- ② 現在自活しているが、高齢や住宅事情などで将来不安や心配のある方
- ③ 毎月の利用料を支払うことの出来る方(所得による利用制限はありません)
* 生活保護受給者の入居も可能です。
- ④ 身元保証人を定められる方

【ケアハウスでの生活について】

☆食 事	食事は毎日3食、栄養士の作る献立表に基づいて調理されたものを提供いたします。月に1回、特別食やフェアメニューがあり、いつもと違った雰囲気でのお食事をお楽しみいただきます。
☆入 浴	入浴の準備は当施設が行います。大浴場・中浴場のほかに個人浴室(有料)もあります。また、各居室にシャワー室を設けています。
☆生活相談	介護保険サービスや福祉サービスの紹介・手続き、健康・日常生活に関するご相談に応じます。
☆掃 除	入居者のご自身で行います。介護認定を受けておられる方は、介護保険のヘルパーサービスの利用も可能です。
☆洗 濯	各階に洗濯機と乾燥機を3台ずつ設置しております。(100円/60分) 洗濯機と乾燥機を居室に設置することは出来ません。
☆趣味・クラブ活動	定期的に趣味・教養娯楽として、様々なクラブ活動を行っております。 3階にカラオケルームを設けております。
☆行 事	季節に応じた行事や遠足、グルメツアーなどを行っております。
☆談話コーナー	各階に設けておりますので、面会時などご自由にご利用ください。
☆緊急時の対応	緊急時には救急車や病院等各機関への連絡を行うなど適切に対応いたします。各居室にはナースコールが設置され、夜間は宿直勤務者がいますので安心です。

※火気の使用について

- 仏壇の線香・ろうそく、石油ストーブ、カセットコンロなどのご使用は、防火上、ご遠慮いただいております。
- 喫煙は、建物外に専用スペースを設けております。(居室及び建物内は禁煙です)
- カーテン、カーペットは、防炎性能の物をご用意いただいております。

【介護保険サービスをご利用の場合】

介護認定を受けている方は、生活する上で支援や介助が必要になった場合、掃除や洗濯、買物、入浴など、在宅と同じように訪問介護(ヘルパー)や通所介護(デイサービス)などの介護保険サービスをご利用いただけます。また、介護認定を受けておられない方が、支援が必要になった場合、ケアマネジャーが介護認定の申請をお手伝いさせていただき、その後のケアハウスでの生活についてご相談させていただきます。

【入居までの流れ】

流れ	内容	提出書類
入居相談	電話やメール等で相談を受け付けます。 パンフレットをご希望の方は郵送いたします。	
施設見学	入居希望者およびその保証人予定者の方に見学を行っていただきます。	
お申込み	入居を希望される方は、入居申込書を提出していただきます。入居申込書を提出もしくは郵送での到着日が、お申込みの受付日となります。	①入居申込書(写真要) ②身元保証書
面接	居室が空き次第、入居希望者および保証人の方に来所いただき、面接を行います。 面接後、1～2週間後に入居の可否をご連絡いたします。	①住民票 (入居希望者・保証人) ②印鑑証明書 (入居希望者・保証人) ③所得証明書 (入居希望者) ④健康診断書 (所定の様式あり) ⑤前年1月～12月の収支根拠資料 (通帳のコピーや領収書など)
契約	入居希望者および保証人の方に来所いただき、契約を行います。(市町村に登録されている印鑑が必要。)	①利用契約書 (2部) ②重要事項説明書 (2部) ③個人情報使用同意書 ④緊急連絡先届 ⑤返還金受取人届

※その他、入居希望者が下記の証明書をお持ちの場合、ご入居までにコピーの提出をお願いいたします。
○介護保険証 ○健康保険証、後期高齢者被保険者証、被爆者健康手帳 ○障害者手帳 (身体、精神、療育)

【利用料について】

★入居一時金(敷金、保証金)は、必要ありません。ただし、退居時には、居室の使用状況に応じて修繕費用が必要となります。

★月額利用料は、次の(1)～(5)を合計した金額となります。

費用	説明
(1) サービスの提供に要する費用	施設運営のための人件費、事務費等にあたる費用です。入居者の前年(1～12月)の所得により金額が異なります。
(2) 生活費	食材料費および共用部分に係る光熱水費にあたる費用です。ただし、11月～3月は冬期加算(2,100円)が加算されます。
(3) 居室設備利用料	居室に備え付けの設備利用料・メンテナンス料にあたる費用です。
(4) 居住に要する費用	施設の利用料、いわゆる家賃にあたる費用です。支払方法は下記のいずれかです。
※②③④ 入居時の費用については、20年償却とし、20年以内に退居された場合は、残りの月数に応じて返還いたします。	①分割払い 月 額 35,500円
	②一括払い 入居時 852万円 月 額 0円
	③併用払いⅠ 入居時 552万円 月 額 12,500円
	④併用払いⅡ 入居時 252万円 月 額 25,000円
(5) 水道代	居室の水道使用料です。

合計額は、居住に要する費用を分割（35,500円）にした場合です。

(1)サービスの提供に要する費用		(2)生活費	(3)居宅設備利用料	(4)居住に要する費用	(5)水道代	合計	
対象収入による階層区分	費用						
1	1,500,000円以下	10,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	103,940円
2	1,500,000円～1,600,000円	13,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	106,940円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	109,940円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	112,940円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	115,940円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	118,940円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	123,940円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	128,940円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	133,940円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	138,940円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	143,940円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	150,940円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	157,940円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	164,940円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	171,940円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	178,940円
17	3,000,001円～3,100,000円	92,000円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	185,940円
18	3,100,001円～	94,400円	46,940円	10,000円	35,500円	1,500円	188,340円

☆対象収入による階層区分は、下記の①から②を差し引いた額で決まります。

①対象収入として認定するもの（入居者の前年1月～12月の収入が対象）

- ア. 年金・恩給等の収入
 - ・年金、恩給その他これに類する定期的に支給される金銭
 - ・公的給付、私的給付を問わず定期的な給付は全て含まれる
- イ. 財産収入
 - ・地代、小作料、家賃、間代、使用料等（課税標準として把握された所得金額）
- ウ. 利子・配当収入
 - ・公社債の利子、預貯金の利子、法人からの利益配当等
- エ. その他の収入
 - ・不動産、動産の処分による収入等（課税標準として把握された所得金額）

※ 臨時的な見舞金や仕送り、地方公共団体または社会事業団等からの慈善的性質を有する金銭は対象外

②必要経費

- ア. 所得税、住民税、相続税、贈与税等（ただし、固定資産税、都市計画税は除く）
- イ. 社会保険料又はこれに準ずるもの
 - ・健康保険の保険料、介護保険の保険料等
- ウ. 医療費
 - ・差額ベッド代、付添費用、医療購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費（疾病予防、健康増進のための医薬品の購入費や入院に際しての洗面具、下着等の日用品は不可）
- エ. 介護保険サービスの自己負担額
- オ. その他
 - ・配偶者その他の親族が利用者の仕送りにより生活している場合において必要とされる仕送りの費用
 - ・災害により資産が損害を受けた場合において、これを補填するために必要とされる費用
 - ・やむを得ない事情による借金（入居前からの住宅ローン返済等）

★月額利用料以外に掛かる料金について（個々の利用状況によって変わります）

（１）入居者にご負担頂く料金（居室の電気代は必須です）

種 類	内 容
居室の電気代	関西電力と直接契約をしていただきます。
電話代	固定電話を設置する場合は、NTTとの直接契約となります。 （固定電話は設置なしでも可）
洗濯機・乾燥機 使用料	洗濯機、乾燥機 60分 ¥100
送迎代	毎日10:30より実施。¥100（迎いの便は出ておりません）
施設行事	参加費・実費負担となります。
買物ツアー送迎	毎週木曜日13:30より実施。送迎料として¥200（往復料金）
特別食	月1回 ¥300（敬老会・クリスマス・お正月の場合は ¥500）
服薬支援	1日1回の支援を必要とする場合、1ヶ月 ¥1,000 1日2回の支援を必要とする場合、1ヶ月 ¥1,500 1日3回の支援を必要とする場合、1ヶ月 ¥2,000 （風邪等で一時的に支援を行う場合、1日～15日までは上記金額の半額とし、16日以上は1か月分の料金とします。）
文書作成料	証明書類等の手数料として 1回 ¥500
口座振替手数料	¥110+消費税
特別な支援を 必要とする場合	急な支援が必要な場合、保健・医療・福祉サービスの活用について必要な支援を行うとともに、特別な支援を必要とする場合（緊急搬送時、職員が病院へ付添う場合を除く）には、職員が所要の処置をとるものとします。 1時間 ¥2,300
カラオケルーム 使用料	一人 1時間 ¥100
コピー代	白黒コピー ¥10 カラーコピー ¥30 FAX ¥10 （全て1枚あたりの料金）
事務所の電話代	1通話 ¥10
みどりホール 使用料	みどりホールを個人的に使用される場合 1時間 ¥500
個人浴利用	1回 ¥200
リハビリパンツ	1枚 ¥150
居室内洗面の 詰まり工事	1回 ¥200
配膳代	食堂での配下膳を行うサービス料金。 月額 ¥800（配膳・下膳どちらか一方であれば ¥400）申込みが必要 月額契約していない場合、1回 ¥50
居室配膳代	体調が悪い際、居室に食事を配膳する料金 1回 ¥50
備品購入費	乾電池（単1～単4）、蛍光灯（10W・20W・32W・40W）、電球（豆電球・60W）、ティッシュ、トイレトペーパー等を少量ではありますが、ご用意しております。
その他の利用料	理美容代、介護保険サービス利用料、医療費、行事参加費、クラブ・趣味活動費は、個々の利用状況によって掛かります。

（２）家族・来客にご負担頂く料金（利用された場合のみ）

食事代	朝食代 ¥400、昼食代 ¥600、夕食代 ¥550
宿泊代 （娯楽室等）	宿泊の際、娯楽室（3F）、談話室（2F）を使用される場合 ¥500
布団代	布団代・クリーニング代含む ¥3,700
入浴代	松の湯/梅の湯/個人浴 ¥200

(3) 退居時に発生する料金

原状回復代	居室内の様様替え等を行った場合は、入居契約書第12条（原状回復の義務及び費用負担）に従って、入居者が実費を負担します。 退居時には、居室の使用状況に応じ、入居時の室内に戻すためのクリーニング代・壁面クロス張替・天井クロス張替・床張替等の実費を入居者が負担します。 原状回復費用は居室の汚れ具合などで変わります。 原状回復の内容及び方法については協議するものとします。
-------	--

(4) その他

①火災保険

任意となりますが、加入をお勧めいたします。契約内容にもよりますが、標準的なもので、2年¥13,000（家財付き）程度です。

②カーテン代

入居時にご用意ください。ドレープ、レースともに消防法上、防炎加工が必要です。

☆ケアハウス入居についてよくある質問

- 入居一時金（敷金、礼金、保証金）は必要ですか ⇒ 一切必要ありません。ただし、退居時には、居室の使用状況に応じて修繕費用が掛かります。
- 月額利用料以外に掛かる費用はどれぐらいですか ⇒ 介護保険サービス自己負担割合分、医療費、電気代、電話代、理美容代、洗濯代、コピー代、服薬支援、配膳費用、トイレトペーパーやティッシュ、電球等の消耗品、行事・クラブ参加費など、個々の利用状況によって変わりますが、約 15,000 円～50,000 円程度が必要となります。
- 夫婦で入居はできますか ⇒ 夫婦部屋はありません。部屋は別々になりますが、ご夫婦での入居は可能です。
- 家具等がありますか ⇒ エアコン以外に付属するものではありません。カーテン（防炎加工のものに限る）および必要な家具や家電（テレビ、冷蔵庫、掃除機など）はご用意ください。
- 外出・外泊は出来ますか ⇒ ご自由にさせていただきます。
- 食事の欠食は出来ますか ⇒ 外出などで欠食をされる場合、届けを 5 日前に提出いただければ、食事代の返金が可能です。なお、体調不良のとき以外は安否確認も兼ねておりますので、毎食、食堂での摂取をお願いしております。
- お菓子や日用品の買物はどうすれば良いですか ⇒ 毎日 10:30 に近くのスーパーや駅までお送りしております（お送りのみ）。家族様がインターネットで物品を購入し、郵送いただいても構いません。
- 主治医やケアマネジャーは変更になりますか ⇒ 変更の必要はありませんので、主治医やケアマネジャーへご相談ください。ご希望があれば、往診医の紹介（末廣医院）や当法人のケアマネジャーに変更可能です。訪問眼科、訪問歯科もあります。また、介護サービスも当法人以外の事業所を引き続きご利用可能です。
- 夜間の体制はどうなっていますか ⇒ 宿直員が一名待機しております。21:00 と 6:00 に館内の巡回を行います。ナースコールでの呼び出しがない限り、各居室への訪問は行っておりません。緊急時に救急車を要請した場合、夜間は一名体制ですので、同乗が行えません。家族様へ連絡し、同乗もしくは病院へ向かっていただくこととなります。
- 車椅子を利用していますが、入居できますか ⇒ トイレやベッドへの乗り降り、食堂までの移動などがご自身で可能な方は入居可能です。
- 介護度がどれぐらいになれば、退居になりますか ⇒ 介護度で決定はせず、ケアハウスで生活が継続できるかで判断します。退居の例としましては、夜間の徘徊・転倒、トイレや食堂までの移動（歩行）が困難、認知症の進行による他者とのトラブルなどが挙げられます。退居時期については、家族様と十分話し合いを行い決定していきます。